

## 第 7 章

# 独立後インドの産業政策

### はじめに

本章の課題は、独立後インドの産業政策の全体像とその推移を明らかにすることにある。インドの産業政策の基本的枠組みを定めたものは、1948年4月、56年10月の「産業政策決議」（以下、それぞれ「48年決議」、「56年決議」と略称）、さらには1951年の「産業（開発規制）法」（Industries Development and Regulation Act, 以下、IDR法と略称）である。前者に基づいて公共部門と民間部門の活動範囲が峻別されるとともに、後者に基づいて民間部門を対象にした許認可制度が運用されてきている。民間の工業生産は基本的に許認可制の原則に基づいて誘導・規制されており、その生産目標は5カ年計画によって提示されている。このようにインドの産業政策は法規、政策決議などの明示的な形で展開されてきているといえるわけであるが、その内容はきわめて複雑多岐に及ぶとともに、産業政策の強調点も時間の経過とともに変遷をたどってきており、その全体像を明らかにすることは必ずしも容易なことではない。

本章では特に次の3点に注目しつつ、インドの産業政策の全体像と独立後の推移を明らかにしていきたいと考えている。

第1に、インドの産業政策の与件をなしているものと考えられる要因を摘

出し、それによってインドの産業政策の特有の性格を明らかにすることである。

第2に、マクロ経済の動向に対応して産業政策の重点がいかなる変遷を示してきたかを追跡することである。ちなみに本章では、独立後の経済を大きく初期成長期(1947~65年)、工業化停滞期(1965~80年)、成長回復期(1980年以降)の三つに分け、それぞれのマクロ経済の動向を追跡したいと考えている。

第3に、1980年代に入って顕著に進行しつつある経済自由化に注目し、産業政策全体の文脈のなかで、それが工業化の推進にいかなる意味合いをもっているかを検討することである。

## 1. 産業政策の与件

### (1) 混合経済体制

インドでは経済運営に占める5カ年計画の地位が高く、また1954年の議会で「社会主義型社会」の実現を社会経済政策の目標にすべきことが決議されたことから窺われるように、計画経済体制がインド経済の一側面を形成するものであることは明らかである。しかし、インド経済の本質は、議会制民主主義の政治体制に支えられた一種独特の混合経済体制である。農業部門は民間部門によって占められている一方、工業部門は公共部門、ジョイント部門、民間部門の三者により構成されている。工業部門について、その雇用と付加価値の大半は民間部門によって占められているものの、資本ストックの大半は公共部門によって占められている(第1表)。

「48年決議」ならびに「56年決議」に基づいて政府の直接的管理下にある公企業は鉄鋼、石炭、石油、重機械、化学、肥料、薬品などの基礎的、戦略的産業を網羅しているだけでなく、消費財、商業・マーケティング活動、サー

第1表 インド工業部門の所有形態  
(1978/79年) (%)

	雇 用	資 本	付加価値
公 共 部 門	26.7	62.1	29.5
ジョイント部門	5.1	5.8	5.9
民 間 部 門	68.2	32.1	64.6
全 体	100.0	100.0	100.0

(出所) Central Statistical Organisation, *Annual Survey of Industry, 1978/79*, Calcutta.

ビス、観光業、金融業といった分野にまで及んでいる<sup>(1)</sup>。また、公企業の行動原理は一樣ではなく、独占的、半独占的地位を享受しているものがある一方、競争の状態におかれているものもある。また公企業のなかには組織関係のものを中心に、民間部門における経営不振企業 (sick enterprise) が従業員の雇用確保という観点から政府に接収されたものも含まれている。したがって一口に公企業といっても、そこには資本集約的で懐妊期間が長く、収益性の低い企業、特別な扱いを必要とする経営不振企業、さらにはリスクの小さく収益性の高い企業などが包含されているのである<sup>(2)</sup>。

他方、民間企業の場合は政府の直接管理下にはないものの、その活動に対して広範で煩雑な規制の網が被せられている。定められた分野における一定規模以上の民間企業は、IDR 法に基づいて基本的に中央政府の許認可制度の下に服することになっている(本章、第1節(3)項参照)。それ以外にも、以下のような立法措置に基づいた規制がなされている。1947年と55年の「資本発行統制法」(Capital Issues Control Act)に基づいて、証券(株式・社債)を発行する会社は事前に資本発行検査官 (Controller of Capital Issues) より承認を得なければならない<sup>(3)</sup>。55年の「重要物資法」(Essential Commodities Act)に基づいて、鉄鋼、石炭、肥料、綿織物などの重要物資の価格、分配、供給その他が統制下におかれている。56年の「会社法」(Companies Act)に基づいて、すべての会社はその年次報告書において許可生産能力、設置生産能力、さらには現実の生産水準を報告すべき法的義務を負っている<sup>(4)</sup>。さらに69年には大企業ならびに独占企業の行動を規制するために「独占・制限的取引慣

行法」(Monopolies and Restrictive Trade Practices Act, 以下, MRTP 法と略称)が、また73年には外国系企業を規制するために「外国為替規制法」(Foreign Exchange Regulation Act, 以下, FERA と略称)が制定された。

このように民間部門に対して網の目のような規制がなされているわけであるが、ここで指摘されるべきことは、それが必ずしも厳格な形で実施されているわけではないことである<sup>(5)</sup>。第1に、インドの立法措置ならびに政府決定には一般原則に対する例外規定が数多く盛り込まれており、しかも一般原則に対する例外規定がしばしば「公益上必要な場合はいつでも」という漠然とした条件の下で盛り込まれている場合が多いために、その解釈・運用に最終判断を下す行政当局によって場当りのかつ御都合主義的な政策が採用される傾向にあるということである。第2に、一般原則に対する例外規定が多いということは、他方において経済活動を行なう当事者に対してかなり自由に立法措置ならびに政府決定を解釈できる余地を与えているということである。結果的に法の抜け穴が利用されている可能性が高まるということである。第3に、立法措置ならびに政府決定が必ずしも確固たる強制力をもって実施されているわけではなく、したがって企業が法規に違反したとしても、それに対して必ずしも罰則が厳格に適用されているわけでもないということである<sup>(6)</sup>。

## (2) 多元的開発目標

インド型混合経済のもう一つの特徴は、官僚が広範な権限を行使している一方、インドの支配層は基本的には資本家階級、富裕農民、官僚の三者から構成される「支配連合」(dominant coalition<sup>(7)</sup>)としての性格を強く帯びているということである。支配層を構成する三者は基本的には相互に対立し、牽制しあう関係にある。例えば、官僚はブラーマン文化を引きずっていたり、あるいは社会主義思想の影響を受けているために、商工活動にともなう富の獲得を軽蔑したり、私的な資本蓄積に対して反感を抱く傾向にある。また資本家階級の側においても、官僚が広範な許認可権を掌握していることに対し

て不満を抱く傾向にある<sup>8)</sup>。もっとも官僚と資本家階級との関係において、財閥系企業が優先的に許認可の交付を受けているという事実からも窺われるように、両者の間に対立と同時に一種の癒着がみられるということも事実である。こうした「支配連合」の構図は、インドにおいて工業化の推進に的を絞った形での産業政策の展開が容易ではないことを示唆している。実際、富裕農民は州政府において隠然たる影響力を有しており、そうした政治力を背景に農産物相対価格の引上げや肥料など農業インプットへの補助金増額に向けて強い圧力をかける一方、課税を通じての農業部門からの資金調達には頑強な抵抗を示しているのである。

独立後のインドにおける経済開発の究極的な課題が貧困の除去と経済的自立の達成におかれていたことは間違いのないところであるが<sup>9)</sup>、より具体的なレベルでいえば同国の開発目標はきわめて多様な様相を呈しているというべきである。上記の「支配連合」を反映して、インドでは農業開発を犠牲にした形で工業化優先政策を採用することは困難である。また工業部門を対象にした経済政策の展開をみても、そこでの課題は必ずしも生産の最大化に収斂されているわけではない。実際、IDR法が暗黙裏に示しているところによれば、(イ)計画目標に鑑みての工業投資・生産の規制、(ロ)経済力集中の回避、(ハ)小規模工業の保護、(ニ)地域間の均衡的発展、の四つがインドにおける産業政策の基本目標になっている<sup>10)</sup>。したがってインド型混合経済体制下においては、単に規模の経済を活用した形で工業生産の最大化をはかろうとすることに対しては農工間バランスの維持、雇用の確保、小規模部門の保護、さらには地域間均衡といったさまざまな観点から歯止めが掛けられているということに留意しなければならないのである。

### (3) 産業許認可制度

インド政府は民間部門に対して広範な経済統制を実施しているが、その中心にあるのが産業許認可制度である<sup>11)</sup>。産業許認可制度の使命は、計画で示さ

れている生産能力や生産水準の目標を可能なかぎり実現させるべく、希少な資源を計画の優先順位に従って割り当てることにある。したがって許認可当局の出番は、順序からいえば計画委員会によって生産の主要目標が提示されてからということになる<sup>103</sup>。許認可制度に法的根拠を提供しているのが IDR 法である。それによれば、IDR 法の付表 1 に列挙されている産業(付表産業<sup>104</sup>)に属する生産単位(industrial undertaking)——動力を使用し、かつ50人以上の労働者を雇用している工場、あるいは動力を使用しないで100人以上の労働者を雇用している工場をもつ企業——はすべて中央政府に登録することが義務づけられ、事前に中央政府から産業許可証を得ないかぎり、新規企業の設立、新規商品の生産、既存企業の相当規模の拡張、さらには生産立地の変更はいっさい認められないことになっている。さらに IDR 法に基づいて公益上特に必要と考えられる場合には、中央政府は企業の経営に直接介入したり、付表産業に該当する商品の価格、生産、分配などを統制できる権限を付与されている。IDR 法に対する違反の審査は中央政府の決定事項であり、IDR 法第23条第1項の規定に基づいて、それに対する罰則として禁固6カ月または罰金5000ルピーのいずれか、あるいはその双方が科せられることになっている。このように許認可制度に基づいた行政指導は、インドでは市場メカニズムとともに資源配分上の重要な原理になっているのである<sup>104</sup>。

インドにおいて産業許可証を獲得するということは、単に特定産業において生産を開始できる許可を得るという以上の意味をもっている。実際、産業許可証を保有しているということは、(i)統制下にある希少原材料の割当て、(ii)主要金融機関からの融資の便宜、(iii)土地の獲得、(iv)機械類・原材料を輸入する上での各種の認可、などの面で特典が与えられることを意味しているのである<sup>105</sup>。産業許可証の発行を主管する行政当局は、産業省である。同省産業開発局の産業承認事務局(Secretariat for Industrial Approvals)で受理された産業許可証申請書は許認可委員会(Licensing Committee)——各省庁の代表者より構成され、議長役は産業開発局長である——に回され、審査を経て暫定的な許可証(letter of intent, 以下、LOI と略称)が発行される。LOI の発行

に際しては、5カ年計画の優先順位、需要予測、国際収支効果、雇用効果、現地化、立地などの面が考慮される<sup>90</sup>。LOIの有効期限は1年間であり、その間に各企業は土地、融資、資本財輸入、外国企業との提携などについての必要な事務手続きを完了しておかなければならない。LOIに記載されている条件が充たされたと認定された上で、はじめて正規の産業許可証が発行される。産業許可証の有効期限は2年間であり、その間にすべての企業は生産を開始しておかなくてはならないことになっている。

産業許可証に記載されている事項は、(イ)生産単位の名称、住所、所有者名、生産活動の場所、(ロ)該当する付表産業、(ハ)生産中、あるいは生産見込みの品目、(ニ)各品目ごとの年間生産能力、などである。ただし上記の記載事項について、その解釈をめぐって多少の食違いが生じている部分がある。例えば、(イ)生産単位は工場単位、所有単位のいずれを指すのか、(ロ)生産能力は技術的に最大限可能な水準を指すのか、それとも生産コストとの関連で合理的な生産水準を指すのか、あるいは生産の最高許可水準を指すのか、(ハ)すでに産業許可証を獲得している生産単位は、割り当てられた生産能力について新たに再認可を受けるように指導されているのかどうか、といった点である<sup>91</sup>。

IDR法によれば、付表産業に該当しない生産単位、あるいはIDR法が定める工場の規模に達しない生産単位の場合には許認可制度の適用が免除されるわけであるが、これ以外にも許認可制度の適用が免除される場合があることに留意する必要がある。

その第1は、投資規模が一定水準以下の小規模単位(大企業の系列下にある補助単位も同列に扱われる)の場合である(本章、第3節(2)項参照)。小規模単位は州の産業監督局(Directorate of Industries)に登録する義務はあるものの、特別規制の対象となる1985年3月18日付産業省通達付表4産業(12品目)、付表5産業(66品目)を除く品目については、産業許可証を獲得する必要性から免除される。

第2は、産業政策の自由化を反映して、一部の産業を対象にして許認可制度の適用が免除されるようになったことである。許認可制度の適用が免除さ

れた産業は75年には24産業であったのが85年3月には31産業に拡大し、これによって IDR 法の全付表産業である38産業のうち、少なくとも13産業については許認可制度の適用が免除される結果となった<sup>98</sup>。ただし上記の許認可制免除 (delicensing) が適用されるためには、(イ)生産単位は MRTTP 法や FERA の対象とはならない非 MRTTP/FEA 会社である、(ロ)製造品目は小規模単位の留保されたものではない、(ハ)生産単位は大都市の特定区域内に立地していない<sup>99</sup>、という条件を充たしておく必要がある。

第3は、生産単位の固定資産額が一定基準以下であり、かつ他の条件を充たしている場合である。ちなみに許認可制度の適用が免除される固定資産額の基準は当初、60年には100万ルピーに設定されていたが、その後において幾たびか引き上げられ、83年には5000万ルピーへと引き上げられた。

## 2. 初期成長期の産業政策 (1947~65年)

### (1) 1947~65年のインド経済

1947年の独立当時、インドでは織物、食品はもとより鉄鋼、機械、化学品の分野においてもすでに国内生産が開始されていたが、46年製造業センサス (Census of Manufacturing Industries)の示すところによれば、工業部門の大半は非耐久消費財産業に集中しており、製造業付加価値に占める織物 (綿織物、毛織物、ジュート織物)、食品 (小麦粉、精米、ビスケット製造、果物・野菜加工、砂糖、醸造、澱粉、植物油)のシェアはそれぞれ65.0%、9.4%の高さに及んでいた<sup>100</sup>。工業部門の担い手は民間部門であり、しかもその立地は一部の地域に偏っていた。

1951年4月からの第1次5カ年計画 (1951/52~55/56年)の下で本格的な経済開発がスタートしたわけであるが、第1次計画は十分に準備された計画とはいいがたく、既存の開発プロジェクトの寄せ集めの性格のものであっ



第2表 インド経済の主要指標

	成長率			物価変動率 (卸売物価)	粗貯蓄率 <sup>1)</sup>	限界資本産出高比率 (%)	
	純国民生産 (1970/71価格)	農業生産	工業生産			全体	製造業
第1次5カ年計画 (1951/52~55/56)	3.6	4.2	6.5	-2.7	13.9	2.87	4.47 <sup>3)</sup>
第2次5カ年計画 (1956/57~60/61)	4.1	4.3	6.9	6.3	13.7	4.05	
第3次5カ年計画 (1961/62~65/66)	2.4	-1.1	7.6	5.8	15.7	4.58	6.49 <sup>4)</sup>
年次計画 (1966/67~68/69)	4.1	6.8	1.6	8.1	14.1	5.05	
第4次5カ年計画 (1969/70~73/74)	3.4	3.1	3.3	9.0	19.3	5.86	8.20 <sup>5)</sup>
第5次5カ年計画 (1974/75~78/79)	5.3	4.5	5.7	6.3	24.7	4.28	
1979/80	-5.5	-15.2	1.2	17.1	23.2	—	
第6次5カ年計画 (1980/81~84/85)	4.8	3.4	6.5	7.1	22.9 <sup>2)</sup> (19.5)	4.45 <sup>6)</sup>	14.36 <sup>6)</sup>

(注) 1) 計画期の最終年度の数値である。

2) ( )のなかの数値は新シリーズの国民所得統計によるものである。

3) 1951/52~59/60年の期間である。

4) 1960/61~69/70年の期間である。

5) 1970/71~79/80年の期間である。

6) 1980/81~83/84年の数値である。

(出所) Reserve Bank of India, *Report of the Committee to Review the Working of the Monetary System*, Bombay, 1985, Tables 1, 4 and 6, pp.7, 10 and 12; —, *Report on Currency and Finance, 1986/87*, Bombay, Volume 2, Table 1, p.3; S. Chakravarty, *Development Planning: The Indian Experience*, Oxford, Oxford University Press, 1987, Tables 3 and 4, p.105.

た。第1次計画では農業と工業とのバランスがはかられ、とりたてて工業化優先政策が展開されたわけではなかった。つづく第2次5カ年計画(1956/57~60/61年)、第3次5カ年計画(1961/62~65/66年)では「社会主義型社会」の実現を目指して公共部門拡大と重工業優先の政策が強力に展開されることになった。総投資額に占める公共投資のシェアは第1次計画の46.4%から第2次、第3次計画にはそれぞれ54.6%、63.7%へと拡大し、経済開発は公共部門主導型の性格を帯びることになった。また公共支出の部門別配分を

第3表 開発

	第1次計画 (1951~56)	第2次計画 (1956~61)	第3次計画 (1961~66)
公共支出額(1,000万ルピー)	1,960	4,672	8,577
公共支出の配分(%)			
農業・灌漑	36.8	20.9	20.5
電    力	7.8	9.7	14.6
工    業	4.9	24.1	22.9
そ    他	50.5	45.3	42.0
合    計	100.0	100.0	100.0
公共投資/総投資(%)	46.4	54.6	63.7
外国援助/公共支出(%)	9.6	22.5	28.2

(注) \*目標値である。  
 (出所) Reserve Bank of India, 第2表に同じ, Table 8, p.4 ;  
 Bombay, 1986, Tables 187 and 188, pp.182~185; and S.

第4表 工業生産の実質年平均成長率

(%)

グループ	ウェイト (1970)	1950 ~55	1955 ~60	1960 ~65	1965 ~70	1970 ~75	1975 ~80	1980/81 ~86/87*
I 用途別分類								
(1) 基礎的産業	38.28	4.7	11.0	10.4	6.2	5.2	5.0	8.5
(2) 資本財産業	15.25	9.8	13.1	19.6	-1.4	5.4	5.3	8.8
(3) 中間財産業	20.95	7.8	6.4	6.9	2.6	2.6	4.4	5.9
(4) 消費財産業	31.52	4.8	4.4	4.9	4.1	1.4	6.3	6.3
(a) 耐久消費財	(3.41)	—	—	11.0	8.5	1.2	8.9	15.9
(b) 非耐久消費財	(28.11)	—	—	3.8	2.8	1.5	4.3	4.8
II 投入基盤別分類								
(1) 農業基盤産業	33.68	4.0	3.8	4.0	1.7	1.2	3.4	—
(2) 金属基盤産業	21.63	7.5	14.1	18.2	0.7	4.2	5.7	—
(3) 化学基盤産業	12.86	8.5	12.2	9.0	9.8	5.2	6.8	—
III 部門別分類								
(1) 輸送機器関連産業	10.79	—	—	14.4	-2.2	3.0	3.3	—
(2) 電気関連産業	14.53	10.4	14.7	14.4	11.8	5.6	7.3	7.6
全産業		5.7	7.2	9.0	3.3	3.7	4.7	—

(注) \*新しいウェイトづけに基づいたものである。  
 (出所) Reserve Bank of India, *Report on Currency and Finance* (various issues),  
 Bombay.

## 計画の推移

年次計画 (1966～69)	第4次計画 (1969～74)	第5次計画 (1974～79)	第6次計画 (1980～85)	第7次計画* (1985～90)
6,625	15,779	39,426	110,821	180,000
23.8	23.3	22.1	21.9	20.4
18.3	18.6	18.8	16.9	19.3
24.7	19.7	24.3	26.8	23.6
33.2	38.4	34.7	34.4	36.7
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
n.a.	60.3	57.6	52.9	47.8
35.9	12.9	14.8	7.7	10.0

Tata Services Limited, *Statistical Outline of India, 1986/87*,  
Chakravarty, 第2表に同じ, Table 9, pp.108～109.

みると、農業・灌漑のシェアは第1次計画の36.8%から第2次、第3次計画にはそれぞれ20.1%、20.5%へと低下した半面、工業部門のシェアは同期間中、4.9%から24.1%、22.9%へと拡大した（第3表）。

初期成長期における国民純生産（NNP）の年平均成長率は第1次計画期3.6%、第2次計画期4.1%、第3次計画期2.4%であり、独立以来の平均的成長率である3.5%（ヒンドゥー成長率）に近いものであった。部門別にみると、農業生産の成長率は第1次、第2次計画期ではそれぞれ4.2%、4.3%と順調であったのが、第3次計画期では-1.1%へと低下し、やがて工業化優先の開発路線の再検討を迫ることになった。他方、工業生産の成長率は第1次、第2次、第3次計画期を通じてそれぞれ6.5%、6.9%、7.6%と加速的な上昇傾向を示していた（第2表）。産業グループ別でみれば重化学工業の伸びが顕著であり、特に資本財産の年平均成長率は1955～60年には13.1%、60～65年には19.6%というきわめて高い水準に達した（第4表）。上記の動向は製造業部門の構成にも影響を及ぼし、56年から60年、70年にかけて全製造業に占める軽工業（食品・織物）のシェアは62.7%からそれぞれ46.1%、31.0%へと低下したのに対して、重化学工業（ゴム・化学・石油製品、非金属鉱物、基礎金属

および機械類)のシェアは33.2%からそれぞれ47.8%, 60.1%へと上昇した<sup>21)</sup>。

資金調達面に関して、インドの粗国内貯蓄率は第1次計画が開始される前夜であった1950/51年には10.2%という低水準にあったが、その後、金融制度の拡充にともなって65/66年には15.7%に上昇した。第1次計画期には物価動向もきわめて安定的であったが、第2次、第3次計画期においては野心的な工業化政策が展開されたことを反映して投資・貯蓄ギャップならびに輸出入ギャップが顕在化し、インフレ圧力も加わるようになった。貿易面では茶、ジュート、綿織物、皮革品といった伝統的商品の輸出が停滞する一方、穀物、資本財、鉄鋼などの輸入が拡大し、国民所得に対する貿易収支赤字の比率は50/51年には0.04%であったのが、56/57年、64/65年にはそれぞれ3.4%, 3.0%の高さに達した<sup>22)</sup>。輸出入ギャップの拡大は開発計画における外国援助への依存度を高める結果となり、公共部門支出に占める外国援助のシェアは第1次計画期の9.6%から第2次、第3次計画期にはそれぞれ22.5%, 28.2%に上昇し、年次計画期(1966/67~68/69年)の35.9%につぐ高い水準に達した(第3表)。

## (2) 産業政策の課題

初期成長期、とりわけ第2次、第3次計画期はネルー首相が5カ年計画の立案に深く係わり、5カ年計画を通じて社会経済の変革をはかるという気運がみなぎっていた時期であった。第2次計画では、(イ)国民所得の拡大を通じての生活水準の引上げ、(ロ)基幹産業(basic and heavy industries)の発展に重点をおいた急速な工業化、(ハ)雇用機会の大規模な拡大、(ニ)所得ならびに富の不平等の是正と経済力の平等化、の四つが主要目標に掲げられていたが、第2次計画の理論的支柱をなしていたのがマハラノビス・モデル<sup>23)</sup>であったことから窺われるように、このうち最も戦略的に重視されたのが(ロ)基幹産業の発展に重点をおいた急速な工業化であり、これはそのまま同期間中における産業政策の最重点課題でもあったわけである。周知のように、マハラノビ

ス・モデルは資本財産業 (K部門<sup>24)</sup>、それに消費財・サービス産業としての工場生産 (C. 1 部門)、小規模・家内工業生産 (C. 2 部門)、サービス (C. 3 部門) の4部門モデルであり、雇用と国民所得についての最大限の成長率確保を目指したものである。マハラノビス・モデルの特徴は長期的な成長は生産手段の増加率に依存しているとの理由で、資本財産業に対する投資配分を高めることの重要性を指摘したことにあるが、同時にそこにおいては消費財産業と資本財産業とのバランスの維持、あるいは資本1単位当りの雇用創出量の大きい小規模・家内工業の重要性に対しても考慮が払われていることに留意する必要がある。

インドでは鉄鋼石、石炭などの天然資源に恵まれているという理由も手伝って、基幹産業として第2次計画において最優先されたのが鉄鋼業である。鉄鋼生産の拡大は機械生産の拡大を可能にし、さらには経済の対外依存度を低下させることになることと期待されたのであった。第2次計画における基幹産業には、鉄鋼、機械だけでなく、電力、重化学、肥料、石炭、セメントなどが含まれていた。第2次計画の重工業優先政策は、引き続いて第3次計画にも受け継がれた。実際、1959～66年を通じて産業許可証が交付された投資額の部門別配分状況をみると、金属・金属製品24.4%、化学品19.9%、鉱物・加工10.7%、機械類・部品8.7%、輸送機器8.0%となっており、これら重工業だけで全体の72%を占めていた<sup>25)</sup>。また65/66年当時の公共部門の投資残高をみても、鉄鋼、機械類がそれぞれ全体の40.6%、20.3%を占めていた<sup>26)</sup>。

産業政策の重点課題のもう一つは、公共部門の拡大である。既述のように、公共部門と民間部門の活動範囲を峻別し、産業政策における重要な指導原理を提供してきたのが「48年決議」であり、「56年決議」であった。当初、「48年決議」では工業部門は第1カテゴリー（中央政府によって独占される部門<sup>27)</sup>）、第2カテゴリー（新規事業の設立に際して国家〈地方・州政府も含まれる〉が排他的アクセスをもつ部門<sup>28)</sup>）、第3カテゴリー（国益上の観点からして中央政府の計画・規制の対象となる部門）、第4カテゴリー（国家が介入するという留保条件を残しつつも基本的に民間部門に開放される部門）の4グループに分類され、工

業開発において国家が主導的役割を果たすべきことが期待されたのであった。

その後、1954年の議会で「社会主義型社会」の実現が社会経済政策の目標に設定されるべきであるとの決議が採択され、また第2次計画において重工業優先政策が打ち出されたことは「48年決議」の内容修正を迫ることになり、新たに「56年決議」が発表されることになった。「56年決議」では社会主義型社会の実現と計画的で速やかな発展を目指すべく、「基礎的、戦略的重要性を有する産業や公益事業の性質を有する産業、さらには国家しか担当できない大規模な投資を必要とする産業はすべて公共部門でなければならない」ということが唱われており、「48年決議」に比べて公共部門の拡大が一段と強調された形になっている。ちなみに「56年決議」では新たに工業部門が第1カテゴリー（新規事業の設立に際して国家が排他的責任を負う部門）、第2カテゴリー（民間部門に対して活動の機会を認めつつも国家による新規事業の設立がしだいに拡大していくことが予定されている部門）、第3カテゴリー（将来の発展が民間部門のイニシアティブと企業に任せられる部門）の3グループに分類されている。このうち「56年決議」の第1カテゴリーの産業は、同決議の付表Aに列記されていることから付表A産業ともよばれており、これは「48年決議」の第1カテゴリーと第2カテゴリーの産業に相当するものである。また「56年決議」の第2カテゴリーの産業は、同決議の付表Bに列記されていることから付表B産業ともよばれている。「48年決議」と「56年決議」との間での大きな相違点は、新規事業の設立に際して国家が排他的責任を負うべき部門数が「48年決議」に比べて「56年決議」において大幅に増加したことである。ちなみに「48年決議」の第1カテゴリーと第2カテゴリーに属する産業は9部門にすぎなかったのに対して、「56年決議」の付表A産業に属する産業は17部門に増加している。

実際、第2次、第3次計画期を通じて公共部門は目ざましい拡大を示したのであるが、このことは資産総額の面に如実に反映されている。S・バネルジー (Banerjee) が整理した統計資料<sup>28)</sup>に基づいていえば、1955/56年当時、公企業の資産総額は民間法人企業(株式公開有限責任会社ならびに株式非公開有

限責任会社)の資産総額の2.9%にすぎなかったのが、65/66年には30.3%に拡大している。同期間中、民間法人企業の資産総額の年平均成長率は10.9%であったのに対して、公企業の場合には40.4%というきわめて高い水準にあった。公共部門の投資残高の配分状況からも窺われたように、公企業のなかで特にその拡大が強調されたのが鉄鋼業に関するものであった。インド政府は1955、56年から61、62年にかけてそれぞれ西ドイツ、ソ連、イギリスの援助の下でルールケラ(オリッサ州)、ピライ(マディア・プラデーシ)、ドゥルガプール(西ベンガル州)に3大製鉄所を建設し、国営ヒンドスタン・スチール(Hindustan Steel Ltd.)にそれらを統轄させるとともに、62年には鉄鋼・重工業省を創設し、ヒンドスタン・スチールの経営強化をはかった。公企業のなかでも格段と規模の大きいヒンドスタン・スチールの投資額は、民間企業の投資額をはるかに上まわっており、66年当時、その投資残高は民間のターター製鋼会社(Tata Iron and Steel Company)の13億ルピーに対して96億ルピーにも達していた<sup>80)</sup>。

### (3) 輸入代替工業化の推進

1947年の独立当時、すでにインドではかなり広範囲にわたって輸入代替工業化が進行していた。輸入代替工業化の進展は輸入政策の内容によって大きく左右されるわけであるが、概してインドでは今日にいたるまで輸入関税や数量規制を通じて厳しい輸入制限が実施される傾向にあった。ちなみに輸入許可証が必要となる数量規制の場合には、必ずしも事前に個々の商品、産業ごとに輸入割当量が公表されているとはかぎらないために、官僚による自由裁量的な意志決定をとともなう可能性が大である。インドの輸入政策は、輸入品はすべて重要品目でなければならないという「重要性」(essentiality)原則、さらには輸入品は国産品と競合的であってはならないという「国産品入手不可能」(indigenous non-availability)原則の2大原則に依拠している。したがって輸入業者は監督官庁に申請し、輸入品が「重要」であること、また

さらには類似品が当分のところ国内生産者によって生産される見込みがない  
 ということを証明してもらう必要があり、これらに要する手続きはきわめて  
 煩雑かつ時間浪費的である。一般的にいて、輸入品のなかで最優先される  
 のが原材料、中間財、部品である。他方、資本財は輸入はそれが国産品と競  
 合するか否かの基準によって規制され、また消費財の輸入はそれが重要品目  
 に該当しないとの理由で厳しく制限されている。またインドの輸入制度につ  
 いて留意されるべきもう一つの点は、輸入総額の5分の2から5分の3を占  
 める商品がキャナライゼーション（国営貿易機関を通じて輸出入されること）の  
 対象になっているということである。

さて独立直後のインドの輸入政策は、貿易収支の動向を反映して自由化と  
 規制強化の時期を交互に繰り返していたのであるが、第1次計画期において  
 は貿易収支赤字がそれほど深刻なものではなかったこともあり、輸入政策は  
 おおむね「漸進的自由化」を特徴としていた。同期間中は関税制度の積極的  
 活用を通じて輸入数量規制への依存を軽減したり、あるいは輸入枠を拡大し  
 たりする動きがみられた<sup>81</sup>。しかしながら第2次計画期においては恒常的な  
 貿易収支の大幅赤字を背景として輸入制限が一段と強化されるようになり、  
 生ゴム、パルプ、綿花、灯油など一部の品目を除いて全面的な輸入数量規制  
 が適用されるようになった。こうした厳しい輸入制限は、インドの国内産業  
 を手厚く保護する結果となった。インド製造業の有効保護率についてのJ・  
 N・バグワティ（Bhagwati）＝P・デサイ（Desai）の計測結果を単純化してい  
 えば、1961年当時、インド製造業の有効保護率は平均して76～88%であり、  
 このうち数量規制によって説明されるのが57～67%、また関税によって説明  
 されるのが16～23%となっている<sup>82</sup>。またインド製造業の有効保護率は他の  
 発展途上国に比べていかなる水準にあるのであろうか。これについてのI・  
 M・D・リトル（Little）＝T・シトフスキー（Scitovsky）＝M・スコット（Scott）  
 の計測によれば、61年当時、インド製造業の有効保護率は313%であり、パキ  
 スタン（1963/64年）の271%、アルゼンチン（1958年）の62%、ブラジル（1966  
 年）の118%、フィリピン（1965年）の49%、台湾（1965年）の33%、メキシコ



(1960年)の27%に比べていずれも高くなっており、厳しい輸入制限の下でインドの製造業が手厚く保護されていたことを示唆している<sup>83</sup>。

ここで改めて問われるべきことは、何故にインドでは内向きの工業化が強く志向されたのかということである。国際収支の逼迫の下で輸入制限が実施され、それが結果的に輸入代替工業化に拍車を掛けることになったということは十分に理解できるところであるが、もう一つ考えられることは、工業製品輸出の拡大とは相容れない産業政策が展開されてきたということである。実際、第2次計画において「生産の増加が大きな輸出収入として反映されるようになるのは工業化がある程度進展してからのことである<sup>84</sup>」と唱われているように、インドでは工業製品輸出の拡大よりも輸入代替工業化の進展を優先させる考え方が強く定着している。インドの代表的な輸出商品である綿製品を例にとりて検討してみよう。工業製品輸出の振興にはそれほど熱心でないというインド政府の意向を反映して、当初、綿製品に対しては輸出統制あるいは輸出税が適用されていた。そうした輸出抑制的な措置は1956年に撤廃されたが、それによって綿製品輸出がその後特に拡大したというわけではなかった。インドの綿製品輸出が停滞したということに対しては、輸入国において綿織物から合成繊維への代替が進行し、さらには綿織物の輸入代替が開始されるようになったという事実もさることながら、小規模・家内工業の保護、雇用の確保という観点から手織機部門 (handloom sector) の拡大を奨励する一方、大規模工場部門 (mill sector) の抑圧をはかってきた産業政策の展開が大きく影を落としていたといわなければならない。自動織機を配置し、外国との競争にも耐え得る高番手の綿織物を生産する大規模工場部門が抑圧されたということが、綿織物の輸出拡大にとって大きな打撃であったことは想像に難くない。ともあれS・チャクラバルティの指摘にもあるように、第2次、第3次計画の理論的支柱をなしたマハラノビス・モデルは資本財産業の拡大を重視しつつも、他では小規模・家内工業のもつ重要性を見逃してはいなかったということを視野に収めるならば、繊維産業における手織機部門奨励政策は基本的には何らマハラノビス・モデルの意向とは矛盾していないの

である<sup>85)</sup>。

輸入代替工業化の進展にともなって、初期成長期におけるインド工業部門の輸入比率（輸入／国内供給）は着実に低下した。1950／51年から65／66年にかけて、輸入比率は消費財産業では10.0%から4%に、中間財産業では17.0%から8%に、また資本財産業では53.0%から21%にまで低下した<sup>86)</sup>。チェネリー一流の輸入代替測定方式に基づいた計測結果によれば、同期間中、工業部門全体の成長への寄与率は輸入代替22.3%、輸出拡大2.0%、国内需要75.7%となっており、したがって輸入代替の寄与率はけっして大きいものとはいえず、工業成長の大部分は国内需要の拡大によってもたらされたものと判明している<sup>87)</sup>。もっともその後、1968／69～73／74年、73／74～79／80年の期間において輸入代替の寄与率がさらに7.4%、-8.5%へと低下したことを考慮に入れるならば、初期成長期において輸入代替が果たした役割は相対的に大きかったといえる<sup>88)</sup>。最後に50／51～65／66年における輸入代替の産業別寄与率をみると、資本財産業が42.0%と最も大きな値を示しており、以下、中間財産業12.6%、消費財産業10.8%の順になっていた<sup>89)</sup>。

### 3. 工業化停滞期の産業政策（1965～80年）

#### (1) 1965～80年のインド経済

1965年はインドの経済開発における分水嶺をなす年であった。第2次、第3次計画期はネルー首相のリーダーシップの下で重工業優先の開発戦略が打ち出された時期であったが、64年にネルー首相が死去したことにともない、さらには農業生産が第3次計画期において停滞していたことが明白になるにつれて、地主階級やC・スブラマニアン（Subramanian）食糧・農業大臣の側より農業重視の開発戦略の採用を求める声が強まっていった。これに対して、従来の重工業優先の開発戦略の継続を主張したのがネルー首相と

いう強力な後楯を失った計画委員会であった<sup>40)</sup>。折しも65年、66年と2年続きの早魃の下で農業成長率がそれぞれ-14.8%、-1.6%に落ち込むという不運に見舞われたが、これによって重工業優先から農業重視に向けての開発戦略の優先課題の移行が決定的になるとともに、計画委員会の権威が損なわれる結果となった。また65年の印パ戦争の勃発は軍事費の拡大、さらにはパキスタン支持を明確にしたアメリカの対印援助の一時的中断(1966年のルビー切下げにともなって援助は再開された)をもたらし、このことは上記の早魃発生と相俟って開発計画における資金調達の見通しを大幅に狂わせることになった。これによって第4次5カ年計画は延期を余儀なくされ、インドは66/67年から68/69年にかけて年次計画だけの「プラン・ホリデイ」(Plan Holiday)を迎えることになった。

農業重視の姿勢が明確に打ち出されたのは1966/67年の年次計画においてであり、それは第4次5カ年計画(1969/70~73/74年)に引き継がれた。農業重視の姿勢は、化学肥料、灌漑、農薬、高収量新品種の導入を通じて農業生産の拡大をはかるという「新農業戦略」(緑の革命)の採用と結びついていた。開発計画の公共支出に占める農業・灌漑のシェアは第3次計画では20.5%であったのが、年次計画では23.8%、第4次計画では23.3%へと拡大した(第3表)。もっとも第5次5カ年計画(1974/75~78/79年)においては農業のみならず、小規模工業、民間大規模工業、建設など各種部門の拡大が目指されており、戦略的体系は不明確なものになっている。農業重視の政策の一環として見逃すことができないのは、農業生産に有利な価格政策が採用され、また農業融資の拡大がはかられたことである。1965年に農業価格委員会が設立され、そこでの勧告に基づいて最低支持価格と調達価格が設定されたが、これによって65/66~74/75年における部門間交易条件は農業に有利に推移した<sup>41)</sup>。インド準備銀行(Reserve Bank of India, 以下RBIと略称)から州協同組合銀行に対して、銀行利子率を下回る有利な条件での融資が行なわれた。また69年の大手商業銀行14行の国有化が農業への融資拡大を意図したものであることは周知の事実であり<sup>42)</sup>、農業は小規模工業、輸出産業、エンジニアリ

ング産業（機械工業）とともに融資上の優先部門に指定された。実際、指定商業銀行の貸出残高に占める農業のシェアは68年3月の2.2%から80年6月には14.8%へと上昇した<sup>43)</sup>。かくして66～79年の期間中、とりわけ小麦と米の生産は順調な拡大を示し、農業生産全体の年平均成長率も年次計画では6.8%、第4次計画では3.1%、第5次計画では4.5%とますますの水準に達していた（第2表）。農業部門の動向を反映して、同期間中、NDPの成長率も比較的順調であったといえるが、天候不順を反映して79/80年の成長率は農業、NDPともに大幅なマイナスを記録した。

他方、工業部門は1965年を契機として長期的停滞を余儀なくされるにいたった。工業生産の年平均成長率は第3次計画では7.6%であったのが、年次計画では1.6%、第4次計画では3.3%へと低下し、第5次計画では5.7%へと幾分上昇する気配をみせた（第2表）。65年を契機として特に不振をきわめたのが資本財産業であり、その年平均成長率は60～65年の19.6%から65～70年には-1.4%へと落ち込んだ。同様に中間財産業の成長率も65～75年には2.6%で低迷し、消費財産業の成長率も70～75年には1.4%に低下した（第4表）。

インドの工業部門が1965～80年に停滞した理由には経済的、経済外的要因が絡んでおり、その解釈をめぐる大きな論争を巻き起こしている<sup>44)</sup>。いずれにせよ、工業化停滞の発端をなしたのが資本財産業の不振である。印パ戦争の勃発、アメリカの対印援助の停止にともなう開発支出の削減、さらには重工業優先から農業重視に向けての開発戦略の重点の移行という状況の下で直接的な打撃を蒙ったのが、いうまでもなく工業部門向け公共投資であった。需給両面で公共投資に多くを依存しているのが資本財産業であったことを考慮に入れるならば、当然のことながら工業部門向け公共投資の低迷はとりまなおさず資本財産業の停滞を意味するものであった。また公共投資の低迷は単に資本財産業に影響を及ぼすだけでなく、鉄道、電力などインフラストラクチュアにおいて隘路を生じさせ、工業生産全体に対する制約条件としても作用したのである<sup>45)</sup>。公共投資の低迷と並んでもう一つ見落としてはならな

い点は、インドではすでに60年代前半に資本財産業を除いて輸入代替がほぼ限界に達し、輸入代替の「容易な局面」の下での順調な成長経路を喪失したということである。アジアNIEsの場合には輸出指向工業化に活路を見出したわけであるが、インドではそうしたNIEsモデルの妥当性の根拠は乏しい。したがってインドでは国内市場を基盤とした消費財需要の新たな拡大がないかぎり、消費財産業それ自体の拡大が困難になるだけでなく、生産工程の川上に位置する資本財や中間財に対する需要不足を引き起こし、両産業の生産設備の利用度も低下することになるのである<sup>46)</sup>。なお、官僚主義的な経済統制の下で経済活動が非効率的なものとなり、資源配分が最適状態から乖離する傾向にあるとの議論も確かにインドの工業化停滞を説明する上で一定の説得力をもっていることは事実である。しかしこの議論は、具体的に60年代中頃以降の工業化停滞を説明する上で必ずしも成功しているわけではない。その理由は、もしもこの議論を厳密に適用するとなると、何故に初期成長期においてかなり順調な工業成長が可能であったかを説明できないとともに、さらには60年代中頃を期して経済統制が特に強化されるようになったと断定することが困難であるからである。

最後に貯蓄と物価動向についてみてみよう。家計部門の貯蓄増大を反映して、粗国内貯蓄率は1968/69年の14.1%から79/80年には23.2%に上昇した(第2表)。その間、78/79年には24.7%という高水準を記録した。ただしこれについては、中東産油国への出稼ぎ労働者からの送金が増加したこと、あるいは資本財価格の速やかな上昇が実物資産面での家計貯蓄を押し上げたといった要因が貯蓄率の上昇に寄与したということを考慮に入れていく必要がある<sup>47)</sup>。また卸売物価上昇率は食糧不足を反映して66/67年、67/68年には12~14%、また石油ショックの影響を受けて73/74年には30%、また79/80年、81/82年には17~18%に上昇したが、それ以外の期間は比較的落ちついた状況にあったといえる。

## (2) 産業政策の課題

経済開発の重点が重工業優先から農業重視に移行したことにともない、特定産業に戦略的重要性を付与しつつ工業化の推進をはかるという意味での従来の産業政策のあり方は大きく後退することになった。例えば、工業生産の拡大方式として、第4次計画において特に強調されたことは、資本財産業を中心に生産設備の不完全利用が顕著であることに鑑みて既存の生産設備の利用度を高めること、あるいは進行中の投資プロジェクトの完成をはかることといったものであった。また第5次計画では特に工業部門に対して、(イ)鉄鋼、非鉄金属、肥料、鉱油、石炭、機械製造などのコア産業の速やかな拡大、(ロ)輸出向け生産の拡大、(ハ)布、食用油、砂糖、薬品、自転車など大衆消費財の供給拡大、(ニ)非重要商品の生産抑制、の4点が強調されたが<sup>48)</sup>、その内容は絵花的なものであったといえる。このように工業生産の拡大に的を絞った形での産業政策の展開が難しくなってきたということは、いうならば産業政策の課題のなかで生産拡大以外のものの重要性が増してきたことを意味するものである。工業化停滞期における産業政策の主要課題として、特に重要性を増したと思われるのは次の二つである。

その一つは、小規模単位の保護である<sup>49)</sup>。インドでは伝統的にスワデシ運動あるいはガンディー思想による影響もあって、農村家内工業を重要視する風潮が強かったが、独立後においては新たに雇用確保という観点から都市工業をも含めた小規模工業の保護が産業政策の重要課題として位置づけられるようになった。当初、1955年に示された基準によれば、小規模単位(手工芸、カーディー〈手紡・手織機部門〉、手織機部門など農村家内工業を除く)の資産総額の上限は50万ルピーに設定されるとともに、IDR法が対象とする生産単位は自動的に含めないようにする形で従業員数に対しても上限が設定されていた。その後60年より従業員数に対する上限が撤廃されるとともに、資産の上限は固定資産総額10万ルピーに設定され、さらには大企業の系列下にある補助単位も小規模単位と同様の扱いを受けるようになった。やがて固定資産額はプ

ラント・機械のみを対象とするように改められた上で、インフレに対する考慮、あるいは近代的小規模単位の成長を奨励するという意味から、固定資産額の上限は66年には75万ルピー（補助単位の場合は100万ルピー）、71年には100万ルピー（同、150万ルピー）、80年には200万ルピー（同、250万ルピー）、さらに85年には350万ルピー（同、450万ルピー）へと引き上げられた。

小規模単位に対しては、(イ) IDR 法、会社法の適用免除、(ロ)財政的譲許（売上税の軽減）、(ハ)金融的支援（州金融公社、インド産業開発銀行を通じての譲許的融資）、(ニ)政府調達面での優遇（政府は一部品目については小規模単位からのみ調達するようにしているとともに——1981年末には384品目に達している——、小規模、大規模両単位から調達する場合には前者に15%の価格プレミアムをつけている）、(ホ)インフラストラクチュア面での便宜の提供、などの措置が講じられている<sup>60</sup>。上記の措置以外にここで特に指摘されるべきことは、ある種の生産活動を小規模単位にのみ留保するという新たな措置が60年代中頃より講じられるようになったことである。小規模単位に留保された産業（品目）は当初47品目であったのが、67年には180品目に、さらにはガンディー思想に共鳴するジャナタ党政権下の77年には700品目へと大幅に増加し、その後80年代に入ってから800以上の品目が小規模単位に留保されるにいたっている<sup>61</sup>。

第2は、経済力集中の回避である<sup>62</sup>。1965年に独占調査委員会（The Monopoly Enquiry Commission）報告が提出されたが、同報告は独占の実態や経済力集中の影響を分析し、既存の政府機構の下では経済力集中を防止し、独占ならびに制限的取引慣行の弊害を除去することは困難であるとの見解を表示したものであった。同報告の勧告を受けて同年には調査・勧告を旨とする独占・制限的取引慣行委員会（MRTPC）が設置され、また69年にはMRTP法が議会で採択される運びとなった。MRTP法の対象となる企業（以下、MRTP会社と略称）は、財閥系企業（large industrial house）と支配的企業（dominant undertaking）の両者である。当初、財閥系企業の基準は資産総額（連結企業のみも含む）が2億ルピー以上とされていたが、85年には10億ルピーに引き上げられた<sup>63</sup>。また支配的企業の基準は、生産、供給、分配などの面での市場占有

率(連結企業の分も含む)が3分の1以上のものとされている。MRTP 会社は従来の IDR 法だけでなく新たに MRTP 法の規定に基づいて、生産設備の拡張や新規事業の開始に際して一段と厳しい規制を受けることになった。

経済力集中の回避との関連で指摘されるべきもう一つの点は、1973年に FERA が制定されたことである。FERA はすべての企業において外国人の持株比率を40%以下に引き下げることが意図したものであるが、外国人持株比率が40%を上回る企業(以下、FERA 会社と略称)は FERA の規定に基づいて登録する義務があるとともに、RBI からの許可なくしてはいかなる営業活動も開始したり、継続することもできないことになった<sup>50</sup>。ただし、茶やコア部門の企業、高度な技術を使用する企業、さらには輸出企業の場合には、74%までの外国人持株比率が認められている。

### (3) 「56年決議」と許認可制度の実効性

インドの産業政策は、「48年決議」、「56年決議」に基づく主要産業の国有化、それに IDR 法に基づく許認可制度の導入をその2大原則としている。工業化停滞期は上記の2大原則に沿った形での産業政策の展開がみられた時期でもあったが、同時にその原則と実態との間の乖離が表面化し、その実効性が問われるようになった時期でもあった。

まず、主要産業の国有化について検討してみよう。確かに1960年代末から70年代前半にかけての時期は、主要産業の国有化が活発に展開された時期であった。69年における大手商業銀行の国有化(その後、1980年にも商業銀行4行が国有化された)、72年における石炭産業の国有化、74年における経営不振の繊維産業の国有化などはその例であった。また73年2月の政府決定(以下、「73年決定」と略称)に基づいて政府と民間企業が共同で設立するジョイント部門構想<sup>51</sup>が発表されたが、これも産業国有化の流れを汲むものであった。

しかしながらインドの産業国有化は、「73年決議」をもって一つの転機を迎えたものと考えられる。1970年2月の「産業許認可政策」は財閥系企業なら



びに外国系企業の活動範囲をコア産業<sup>66</sup>ならびに重投資部門（新規投資額5000万ルピー以上）に限定していたのに対して、「73年決定」はその活動範囲をコア産業から基礎的、死活的、戦略的重要性を有する産業（コア産業だけでなく、コア産業と直接的関係を有する産業、さらには長期的輸出潜在力を有する産業をも含む）へと拡大し、具体的に19産業<sup>67</sup>を指定した。しかしながらこの19産業は、大方において「56年決議」の付表A、B産業に該当するものであった。もとより「56年決議」の意図するところによれば、付表A、B産業は国家の参加拡大が期待された部門である。したがって「73年決定」において財閥系企業と外国系企業の活動範囲が19産業に指定されたということは、そうした限定された範囲内においては上記の企業の活動が積極的に認められたことを意味するものであり、そのことは事実上、「56年決議」の狙いが放棄されたことを意味するものである<sup>68</sup>。さらに指摘するならば、「56年決議」では財閥系企業を強いて他の民間部門から区別して扱っていなかったのであるが、「73年決定」では中小企業の場合は特に大衆消費財生産に参加することが期待されたのであった。つまりこのことは、指定された19産業に関するかぎり、財閥系企業ならびに外国系企業のほうが中小企業よりも優先される可能性があることを示唆するものであったといえよう<sup>69</sup>。

次に、許認可制度に目を転じてみよう。インドの許認可制度に対してはしばしば一般的な議論として、(イ)政治的、官僚的腐敗の温床になっている、(ロ)既得権を有する者が競争相手を蹴落とす手段として用いられている、(ハ)いたずらに多くの産業において独占的ないしは寡占的状况を生み出している、という批判が寄せられているが<sup>60</sup>、ここでは特にS・K・ゴヤル (Goyal) をリーダーとするインド行政研究所 (Indian Institute of Public Administration) の法人研究グループ (The Corporate Studies Group) の調査結果<sup>61</sup>に依拠しつつ、許認可制度の実効性の問題に焦点を当てて検討することにしたい。法人研究グループが調査対象とした企業は製造業（繊維、ジュート、砂糖を除く）に従事し、かつボンベイ株式取引所公式名鑑に記載されている769社であり、これは株式公開有限責任会社 (public limited companies) 全体の9.15%に相当す

るものである。また調査対象時期は1979年であり、当時上記の769社に対して総数3219の産業許可証が交付されていた。

さて法人研究グループの調査によって明らかにされたことは、許可証を文字どおり履行していない企業が多いということである。例えば、許可証が発行されたにもかかわらず、生産設備を設置していないケースが全体の7%に及んでおり、また逆に許可生産能力の20%以上を超過した規模の生産設備を配置していたケースが全体の20%に及んでいた。また設置された生産設備について、生産設備の利用度が60%以下のものが全体の65%を占めていたのに対して、生産設備の利用が75%以上のものは全体の25%にすぎなかった。さらには許可生産能力に対する実際の生産水準の比率をみると、その比率が75~125%に位置しているケースは全体の17%にすぎず、全体の3分の2以上は、その比率が60%以下のケースであった。また、その比率が125%を超過していたケースは全体の5%強であった<sup>62)</sup>。

法人研究グループの研究によってさらに明らかにされたことは、許認可制度が半ば公然と無視されている事実があるということである。例えば、(イ)小規模単位に該当する、あるいは付表産業に該当しないとの言訳で許認可制度の非適用性を一方的に主張し、許可証をもたずに生産していた(128社)、(ロ)IDR法が施行される以前からすでに生産を開始していたからには許可証をすでに獲得していたのも同然と思いついでいた(15社)、(ハ)交付されている許可証に具体的な制約事項が記載されていないとの理由で独自の判断で自由に生産していた(44社)、などである<sup>63)</sup>。

このように許可生産能力を超過する形で生産設備が設置され、その結果として生産設備の利用度が極端に低い水準にとどまっていること、あるいは実際の生産水準が許可生産能力から乖離し、さらには許認可制度が半ば公然と無視されている場合が多々あるということは、許認可制度の下での投資の規制と調整が十分に機能していないことを示すものである。ここで容易に想像されることは、許認可制度は政府に広範な自由裁量的統制権限を付与するが、それによって政府はその行政処理能力を大幅に上回る権限を手中に収めるこ

とになり、必然的に経済統制の実効性が低下せざるを得ないということである。許認可制度についての上記の弊害ならびに限界を踏まえて、1970年代中頃より各種の規制緩和措置が導入されるようになり、それは80年代に入ってさらに拍車が掛けられるようになった。

1970年代中頃より導入された主要な規制緩和措置として、次の四つを指摘することができよう。(i)75年11月の政府決定に基づいて、15産業を対象にして生産能力の25%を上回る生産水準が認可されるとともに、75～80年の5年間を通じて年平均5%（あるいは5年間にわたって25%）の率で許可生産能力を自動的に引き上げる措置が導入されたことである。なおその後、80年7月の「産業政策声明」（以下、「80年声明」と略称）に基づいて19産業を対象にして上記と同様の措置が80～85年の5年間を通じて導入されることになった。さらに86年1月の政府決定に基づいて、設備の近代化ないしは更新がはかられる場合には生産能力の49%までの拡大が認められることになった。(ii)75年11月の政府決定に基づいて、29産業に該当する企業は許可生産能力に拘束されることなく、その生産水準を無制限に拡大することが認められたことである。またこの措置は、過剰生産分を輸出に振り向ける、あるいは政府の方針に従って販売するという条件の下でMRTP/FERA会社に対しても適用されることになった。ただし生産水準の上限が撤廃された上記の29産業の内訳は鉄鋼、機械、自動車（オートバイ、乗用車を除く）、化学工業を中心としたものであり、消費財関係のものは含まれていない。(iii)75年、76年の政府決定に基づいて、非MRTP/FERA会社を対象にして、産業省が提示する条件に該当した場合にかぎり、24産業について許認可制度の適用免除が実施されたことである。なおその後、85年3月の政府決定に基づいて許認可制度の適用免除の条件が一段と緩和されるとともに、非MRTP/FERA会社の場合には25産業が許認可制度の適用免除の対象とされ、また同年12月の政府決定に基づいてMRTP/FERA会社の場合には後進地域に新たに立地するという条件の下で、23産業が許認可制度の適用免除の対象とされることになった。(iv)78年3月の政府決定に基づいて、許認可制度の適用が免除される固定資産額の基準が従

来の1000万ルピーから3000万ルピーに引き上げられたことである。なおその後、その基準は83年にはさらに5000万ルピーへと引き上げられた。

#### 4. 成長回復期の産業政策

##### (1) 1980年以降のインド経済

1980年代に入って、インド経済は全体として拡大基調をみせるにいたっている。国内総生産（GDP）の年平均成長率は、75/76～80/81年の3.5%から80/81～85/86年には5.5%へと上昇している<sup>64</sup>。部門別動向としてまず農業に関していえば、天候状態に依存してその年々の成長率は大きく変動を繰り返してはいるものの、年平均成長率は75/76～80/81年の1.6%から80/81～85/86年には3.1%へと上昇した<sup>65</sup>。国内には依然として大量の絶対的貧困を抱えてはいるものの、農業生産拡大の下で80年代中頃までには総輸入に占める穀物輸入の比率が急速に低下し、それによって穀物自給の達成と呼ばれるような状況が到来したことは大きな成果であるといえる。

次に工業部門について、その年平均目標成長率は第6次5カ年計画(1980/81～84/85年)では6.9%に設定され、さらに第7次5カ年計画(1985/86～89/90年)では8%強に引き上げられた。また開発計画の部門別資金配分をみても、工業部門のシェアは第4次計画の19.7%、第5次計画の24.3%から第6次計画では26.8%へと拡大した(第3表)。このように80年代に入って工業生産の拡大は再び経済開発の重点課題としてクローズ・アップされるようになったのであるが、その背景として特に次の2点を指摘することができる。第1に、60年代後半から70年代前半を通じての農業重視の戦略の下で小麦、米を中心とする穀物生産が比較的順調な拡大を示し、83/84年には政府穀物ストックが3000万トンにまで増加するほどになったのであるが、そうした状況下での自然の成行きとして、経済開発における重点の振子が農業から工業

へ揺り戻ったということである<sup>66)</sup>。第2に、70年代後半に20%を優に上回る貯蓄率が達成されながらも、それに見合った高い成長率が実現しなかったという疑問が工業成長の加速化を求める新たな要請につながっていったということである。実際、製造業についての限界資本産出高比率は60/61~69/70年には6.49であったのが、70/71~79/80年には8.20に、さらにまた80/81~83/84年には14.36というきわめて高い値を示すにいたったのである(第2表)。

さて第6次計画では工業生産の目標成長率は達成されずに終り、工業部門は必ずしも加速的な成長経路に入ったわけではないが<sup>67)</sup>、1980年代に入って工業生産が回復・拡大の兆しを示すようになったことは事実である。75~80年から80/81~86/87年にかけて、工業生産の年平均成長率は4.7%から7.6%へと上昇した。産業グループ別にみると、同期間中、基礎的産業の年平均成長率は5.0%から8.5%に、資本財産業の場合は5.3%から8.8%に、また中間財産業の場合は4.4%から5.9%へとそれぞれ上昇した。また消費財産業についていえば、同期間中、耐久消費財の年平均成長率は8.9%から15.9%へと顕著な上昇を示したのに対して、非耐久消費財の場合には4.3%から4.9%へとわずかに上昇したにとどまった(第4表)。

1980年代のインド経済の特徴として指摘されるべきもう一つの点は、さすがに81/82年以降は卸売物価上昇率はひと桁台に推移してはいるものの、貯蓄・投資ギャップならびに輸出入ギャップが再燃してきたことである。70/71年を基準年度とする国民所得統計の従来のシリーズに代わって、87年には80/81年を基準年度とする新シリーズが発表された。それによれば、貯蓄率、投資率のいずれの水準とも従来のシリーズによるものに比べて値が幾分低下したものになっている<sup>68)</sup>。例えば新シリーズに基づく粗国内貯蓄率は、従来のシリーズに基づくものに比べて平均2%強ほど値が低くなっている。それはさておき、ここで問題とすべき点は、80年代に入って貯蓄率が低迷を続けたということである。新シリーズに基づいた粗国内貯蓄率は80/81年には21.2%であったのが、その後は84/85年まで19%台に低迷し、ようやく85/86年において22.0%に回復したという次第である。他方、粗国内資本形成率

は80/81年以降、平均して粗国内貯蓄率を2%弱上乘せした状態で推移してきており、こうした貯蓄・資本ギャップはそのまま輸出入ギャップに反映されている。実際、インドの貿易収支赤字が顕著に拡大したのは80/81年以降のことである。GNPに占める貿易赤字幅の比率をみても<sup>69)</sup>、それは70年代にはほぼ1%台であったのが、79/80年には2.5%に上昇し、さらに80/81年には4.6%に跳ね上がった。GNPに占める貿易収支赤字幅の比率は、その後も3%台で推移し、今日に至っている。

## (2) 産業政策の課題

独立以来、インドでは貧困の除去と経済的自立の達成が経済開発上の2大目標とされてきたのであるが、第6次、第7次計画では新たに生産性の向上、あるいは科学技術の最大限の活用をともなった近代社会の建設という目標が加わり、工業化の推進に大きなはずみがつけられることになった。工業化戦略の一環として重視されたものは、一つには成長潜在力のある「日の出」(sun-rise)産業を軸とした産業の再構築であり、また一つには既存産業における設備の更新である<sup>70)</sup>。「日の出」産業とは、ハイテク、高付加価値、知識集約型産業のことで、具体的にはエレクトロニクス、先端工作機械、遠距離通信施設などが意識されている。政府声明として発表された「技術政策」(1983年1月)、「新コンピューター政策」(1984年11月)、「新エレクトロニクス政策」(1985年3月)、「新繊維政策」(1985年6月)などは、いずれも上記の工業化戦略を裏打ちしたものである。

さて工業開発における新たな流れは、当然のことながら従来の産業政策のあり方の再検討を迫ることになった。1980年代におけるインドの産業政策の主要課題は、M・ナラシムハム(Narasimham)を委員長とする「物的統制から金融的統制への移行可能原理検討委員会」(Committee to Examine the Principles of a Possible Shift from Physical to Financial Control, ナラシムハム委員会)が85年1月、4月に大蔵大臣に提出した「産業許認可制・関連

MRTP 側面報告」(Report on Industrial Licensing and Related MRTP Aspects, ナラシムハム報告)において端的に示されている。ナラシムハム報告は、投資ならびに生産に対する広範な統制の下でインドの工業部門は外国だけでなく国内の競争からも遮断されており、それ故に工業部門の実際のパフォーマンスはその潜在力を十分に発揮していないとの状況認識に基づいて、産業政策のあり方を自由裁量的な物的統制から明確なルールに基づいた非裁量的な金融の統制へと移行させ、それによって最終的には吸収、合併を含む企業間競争を促進し、全体としての効率性の向上をはかることを狙ったものである。そのために特に同報告書では、(イ)許認可制度の手続きの簡素化をはかり、自由裁量的な色彩を薄めること、(ロ)許認可制度の適用範囲の縮小をはかること、(ハ)大規模投資を必要とし、ハイテクをとまなう分野を中心にMRTP 会社の活動範囲の拡大をはかること、(ニ)資本財輸入に対する数量統制を価格統制に移行させ、かつ資本財についての関税率の簡素化をはかること、といった提言がなされている。

1980年以降、インドではナラシムハム報告に沿った形での産業政策の自由化に拍車がかかけられるとともに、IMF 勧告に基づいて貿易政策の自由化も推進されており、両者はしばしば一括して経済自由化の名の下で呼ばれている。また産業界の意向に沿うような85/86年予算や長期財政政策(1985年12月)が発表されるに及んで、経済自由化を含む経済の近代化に向けての一連の政策的措置<sup>10)</sup>はしばしば「新経済政策」の名の下で一括してよばれるようになっている。ここでは、80年以降の経済自由化の動きを要約するにとどめたい。まず規制緩和としての産業政策の自由化について、そのなかのいくつかの措置はすでに70年代中頃より導入され、その後もさらに強化されるにいたっているわけであるが、80年代に入って新たに導入されたものとして、次の四つを指摘することができる。(イ)投資手続きの自由化をはかる上で、生産能力の再認可制度が導入されたことである。このことは、実際の生産水準が許可生産能力をかなり超過しているという事実をインド政府が追認したことを意味するものである。82年4月の政府決定に基づいて、実際の生産水準が過去5

年間を通じて許可生産能力の94%以上であった場合にかぎり、過去5年間に達成された最高生産水準にさらに3分の1を上乗せした水準に当該企業の生産能力を引き上げ、新たに認可を与えることになった。さらに1986年1月の政府決定に基づいて、実際の生産水準が過去5年間を通じて許可生産能力の80%以上を記録した場合にかぎり、再び上記と同様の措置が講じられることになった。(ロ)許認可制度の大分類化がはかられ、許可証を必要とせずに自由にプロダクト・ミックスの変更をはかることが可能になったことである。産業の大分類化は83年7月に工作機械について実施されたのを皮切りとして、85年10月までに24産業について実施されている。例えばこれによって、それまで別個に分類されていたオートバイ、モペット、自動三輪は自動二輪・三輪(350cc以下)の項目に、また乗用車、ジープ、商用車は自動車の項目に、さらに綿、毛、合成繊維は繊維産業の項目にそれぞれ一括して扱われることになった。(ハ)85年12月の政府決定に基づいて、MRTP/FERA 会社に対して開放される産業数が30に拡大されるとともに、上記の30産業以外の分野においても輸出比率が一定の水準を超えた場合にかぎり、新規に事業を開始することが可能になったことである。(ニ)「80年声明」に基づいて許認可手続きの処理に要する期間が、非MRTP/FERA 会社の場合には90日から60日に、またMRTP/FERA 会社の場合には150日から90日にそれぞれ短縮されるようになったことである。

次に貿易政策の自由化についてみてみよう。すでにインドでは1978年に提出されたアレキサンダー委員会(Alexander Committee)報告を受けて、70年代末より輸入自由化の動きがみられるようになった。しかし輸入自由化に対してより重要な契機となったのは、貿易収支赤字の拡大を背景にインドが81年にIMFより50億SDRを借り入れ、構造調整プログラムを受け入れたという事実である。インドに対するIMFのコンディショナリティの内容は輸入の自由化、輸出促進、為替レートの現実化、産業政策の自由化、緊縮的な財政金融政策の採用などを含む広範なものであったが<sup>92)</sup>、実際の政策面で強力に推進されているのが輸入の自由化である。IMF勧告の狙いは、輸入の自由



化を通じて工業部門の近代化と効率性向上をはかり、その結果として工業成長の加速化と工業製品輸出の拡大を期待しようというものである。そのために82/83年輸出入政策においては、輸入数量規制の対象外となる包括輸入許可 (open general license, 以下、OGL と略称) 品目の拡大、輸入許可手続きの簡素化、輸入禁止リストの廃止といった輸入自由化措置が盛り込まれることになった。また輸入関税の引下げは、84/85年において一段と活発に実施されるようになった。さらに貿易政策委員会 (Committee on Trade Policy) 報告——フセイン (Hussain) 委員会報告——が1984年末に提出されたことを受けて翌年には85~88年を対象にした新輸出入政策が発表され、(イ)53品目を対象にディキャナライゼーションを実施すること、(ロ)輸入品の実需者である輸入業者を対象に無関税輸入許可証としての「輸出入パスブック」を発行し、輸入補給許可証 (import replenishment license) の申請手続きの省略をはかること、(ハ)機械産業ならびにエレクトロニクス産業の近代化と輸出拡大をはかる目的から新たに70品目を OGL リストに編入すること、といった新たな自由化措置が盛り込まれることになった。

### (3) 経済自由化と工業成長

初期成長期の場合のように公共投資の拡大を通じての工業成長の加速化が期待できない状況下においては、規制緩和を通じて民間部門の活性化をはかることの意義は以前にも増して高まっているはずである。すでに1970年代中頃より規制緩和措置が導入され、さらには80年代に入って経済自由化に傾斜した産業政策が展開されてきているにもかかわらず、これによって工業成長の加速化が保証されるにいたったとみることは早計である。工業化の推進という観点からインドの産業政策が直面している問題点として、次の3点を指摘することにした。

第1に、経済自由化が叫ばれ、それに向けて各種自由化措置が導入されているにもかかわらず、他方において産業政策的が必ずしも工業化の推進に

絞り切られているわけではないということである。経済自由化の下での許認可制度の適用範囲の縮小やその弾力的運用、あるいは公共部門に留保されていた産業の民間部門への一部開放などを通じて民間部門の自由な活動範囲が拡大されているにもかかわらず、他方において小規模部門の保護、地域間の均衡的發展という観点からの産業の立地規制、統制的な価格政策といった産業政策の規制的側面が依然として色濃く残されており、それが工業生産拡大にとっての足枷になっているということも事実である。例えば、小規模部門に与えられている特典を享受せんがためにほとんどの小規模企業がそのまま小規模単位のカテゴリーにとどまろうとしていること<sup>73)</sup>、さらには特定の産業(品目)について大企業の参入が阻まれているということなどは、工業部門の多くの分野にわたって小規模生産のトラップを克服することが容易ではないことを意味するものである。また立地面での規制は集積利益の享受を阻むとともに、往々にして原材料ならびに製品の輸送コストを必要以上に嵩ませる結果にもなっている。さらにはインドでは管理価格の名の下で、石炭、電力、肥料、鉄鋼、非鉄金属、医薬品、紙、農薬、砂糖、食用油、セメント、石油など非農産物の30%(生産、消費におけるウエイト)に相当する商品に対して何らかの価格統制が実施されている<sup>74)</sup>。しかしながら1982年にセメントの価格統制が部分的に解除され、それがその後のセメントの投資と生産の拡大につながったという事例からも窺われるように<sup>75)</sup>、価格統制が工業化の推進に不利な影響を及ぼしているということは容易に推察できるところである。

第2に、戦後日本では通産省の行政指導の名の下に産業合理化が強力に推進され、高度経済成長を導く上で有利に作用したことは周知の事実であるが、インドではそうした産業合理化を容易に実施に移せる状況にはないということである。そもそも日本の産業合理化は開放体制を前提とし、その下でコスト切下げをはかるといったものであったために、市場機能を否定するような直接介入は極力回避されたわけである<sup>76)</sup>。ところがインドでは政府、民間部門、労働組合のいずれとも競争の真のメカニズムである「創造的破壊」に対して十分な理解を示しておらず<sup>77)</sup>、また制度的にも市場メカニズムを前提とした

産業合理化を推進する条件が必ずしも整備されているわけではないのである。インドにおける現行の法律、規制の下では経営不振の企業は退出 (exit) の道が事実上塞がれており、多くの場合は“sick”と認定されて政府の保護の下に入るのが普通である。また労働者の配置転換が困難であるということも、産業合理化を阻む一因になっている。このように産業合理化が容易に実施に移されないということは、同一産業内において多数の企業がそのまま存続することを認めるのも同然である。そのために規模の経済を活用して然るべき産業の場合であっても、それができずに低生産性を余儀なくされているという場合が多いのである<sup>79)</sup>。

第3に、経済自由化の一環としてIMF勧告に基づいて輸入自由化が推進されているわけであるが、それが工業部門に対して必ずしも好ましくない影響を及ぼしているということである。輸入自由化の下で1980年代に入ってインドの貿易収支赤字幅が拡大し、債務返済比率も83/84年の10%から87/88年には17%になることが見込まれており<sup>80)</sup>、したがって貿易政策の自由化それ自身が経済自由化の基盤を危ういものにしていくということもさることながら、輸入自由化はインドの工業部門、とりわけ資本財産業に無視できない影響を及ぼしている。80/81年から86/87年にかけて、機械類・輸送機器の輸入額は2.9倍に増大するとともに、輸入総額に占める機械類・輸送機器のシェアは14.5%から26.2%へと上昇している。Bharat Heavy Electricals Limited (電気機械市場を支配している公企業)、Lakshi Machine Worker Limited (織物その他特殊機械を生産する大規模民間企業)、Mukund Iron and Steel Worker (多様な産業機器を生産する大規模民間企業)、Kirloskar Brothers (非電気・輸送機器を生産するMRTP子会社)を対象にしたA・シン(Singh) = J・ゴーシュ(Ghosh)の調査によれば、82/83年以降、輸入拡大→国内生産の削減→生産設備利用度の低下→単位当たりコストの上昇、といったサイクルの下で上記企業の運転資本(原材料・部品など)に占める輸入のシェアが上昇する一方、受注は低迷しており、生産設備の利用度が全体的に低下傾向にあるという事実が確認されている<sup>80)</sup>。

## おわりに

独立後インドの経済開発において一貫して維持されてきた主要課題は、貧困の除去と経済的自立の達成の二つであった。当然のことながら上記の経済開発上の2大課題を実現すべく、産業政策が展開されてきたわけであるが、インドの産業政策の目標は単に工業化の推進をはかるという一元的なものではなく、雇用の確保、小規模部門の保護、経済力集中の防止、地域間の均衡的發展ということも工業化の推進に劣らず産業政策の重要な目標となっており、産業政策の目標は多面的であるといわなければならない。さらにインドの産業政策の特徴を押さえる上で考察されなければならないことは、それが混合経済体制という枠組みのなかで展開されているということである。経済運営の課題と方針は5カ年計画によって与えられるとともに、主要産業は国有化され、民間部門に対しては許認可制度を中心に広範な規制がなされている。しかし同時に見逃してはならないことは、産業政策の目標ならびにその枠組みが、マクロ経済の動向あるいは5カ年計画からの要請に応じて変遷してきているという事実である。

初期成長期(1950～65年)は重工業優先と主要産業の国有化に基づいた経済建設が着手されていた時期であり、産業政策の重点はある意味では輸入代替を軸としていた工業化の推進におかれていたとみることができる。やがて2年続きの早魃や公共投資の削減などを契機として1960年代中頃よりインドは工業化停滞期(1965～80年)を迎えるようになったのであるが、同期間、とりわけ年次計画期と第4次計画期は経済開発の重点が工業から農業へと移行した時期であると同時に、他方では主要産業の国有化を規定した「56年決議」の空文化や許認可制度の緩和にみられるように、従来の産業政策の基本的枠組みの現実への妥協と対応がはかられるようになった時期でもある。同期間中、農業重視の経済開発が目指されていたことを反映して、産業政策の重点

は工業化の推進というよりも小規模部門の保護や経済力集中の回避のほうに傾いていた。

1980年代に入ってから成長回復期(1980年以降)においては経済開発の主要課題として新たに生産性の向上、あるいは近代化の推進といったものがつけ加えられるようになり、産業政策の目標として工業化の推進が再びクローズ・アップされるようになった。工業成長の加速化をはかる上での切札として推進されているのが経済自由化である。経済自由化は、70年代中頃より導入が開始された規制緩和としての産業政策の自由化、それに81年のIMF勧告によって後押しされた形の貿易政策の自由化の両者が抱き合せになったものである。経済自由化が推進されてはいるものの、(イ)小規模部門の保護、価格統制など産業政策の規制的側面が依然として色濃く残されている、(ロ)国際競争力の強化をはかる上で重要な産業合理化が実施できにくい状況にある、(ハ)輸入自由化は貿易収支赤字の拡大、債務返済比率の上昇を招いているだけでなく、国内の資本財産業を圧迫している、などの理由で現行の経済自由化の下で工業成長の加速化が保証されたとみることは早計である。

注(1) Ministry of Finance, Bureau of Public Enterprises, *Public Enterprises Survey 1983-84*, Vol. 1, p.1 を参照されたい。

(2) *Ibid.*

(3) ただし、新規発行額が250万ルピー以下の場合には承認を必要とせず、また500万ルピー以下の場合には了解をとりつけるだけで十分である。

(4) もっとも、政府は報告書に記載されている内容が事実であるかどうかをチェックできるシステムをもっているわけではない。S.K. Goyal, "A Preliminary Survey of Excess Industrial Capacities with the Indian Corporate Section: Some Implications of Industrial Policy Statement of 22 and July 1980," *Corporate Studies Group Working Paper No.2*, New Delhi, Indian Institute of Public Administration, July 1980 を参照されたい。

(5) ここでの記述は、S.K. Goyal, "Relevance of Social Science Research in India: Industrial Development," *Corporate Studies Group Working Paper No.4*, New Delhi, Indian Institute of Public Administration, April 1980 に多くを負っている。

- (6) 実際、政府は多くの企業がIDR法の規定に違反していることを知りつつも、それに対して有効な措置をとれないでいた。例えば技術開発指導局 (Directorate General of Technical Development, DGTD) によって確認された違反リストが1969年の産業許認可政策調査委員会 (Industrial Licensing Policy Inquiry Committee) 報告——ダット委員会報告——の付表3に掲載されるに及んでも、政府は違反企業を処罰せず、逆に1975年には許認可手続きの自由化措置を講じるなどして、違反行為を合法化する措置を採用した。S.K. Goyal, "A Preliminary Survey……," *op. cit.* を参照されたい。
- (7) P. Bardhan, *The Political Economy of Development in India*, Oxford: Basil Blackwell, 1984 を参照されたい。
- (8) *Ibid.*, p.58.
- (9) Planning Commission, *Draft Five Year Plan, 1974-79*, New Delhi, 1974, p.1 を参照されたい。
- (10) U. Sankar, "Industrial Policy," in J.S. Uppal (ed.), *India's Economic Problems: An Analytical Approach*, Third Edition, New Delhi, Tata McGraw Hill, 1983, p.202 を参照されたい。
- (11) インドの許認可制度を紹介したものとしては、下山瑛二・佐藤 宏『インドにおける産業統制と産業許可制度』, アジア経済研究所, 1986年, さらには Indian Investment Centre, *Investing in India: A Guide to Entrepreneurs*, New Delhi, 1987 などが有用である。
- (12) S.N.T. Sudhanshu, *Industrial Licensing Policy and Growth of Industries in India*, New Delhi, Deep & Deep Publications, 1986, p.267 を参照されたい。
- (13) IDR法の付表1に列挙されている産業は次の38業種であり、工業部門の大宗を網羅している。(1)冶金工業 (鉄, 非鉄), (2)燃料 (石炭, 鉱油, 天然ガス), (3)ボイラー・蒸気プラント, (4)原動機 (発電機を除く), (5)電気機器, (6)通信機, (7)輸送機器, (8)産業機械 (専用, 汎用, その他), (9)工作機械, (10)農業機械, (11)土木機械, (12)日用金具類, (13)事務・家庭用機器, (14)医療器具, (15)計器, (16)精密器具, (17)測量器具, (18)肥料, (19)化学品 (肥料を除く), (20)フィルム, (21)染料, (22)医薬品, (23)織物, (24)紙・パルプ (紙製品を含む), (25)砂糖, (26)醸造業, (27)食品加工業, (28)植物油, (29)石鹼・化粧品, (30)ゴム製品, (31)皮・皮革品, (32)接着剤・膠, (33)ガラス, (34)陶器, (35)セメント・石膏製品, (36)木工品, (37)国防産業, (38)各種雑貨類。
- (14) ターター財閥の後援の下で作成されたボンベイ・プラン (1944年) は中央政府の下での最高経済審議会を想定しており、すでに当時の産業資本家は産業許認可制度の理念には全面的には反対ではなかったとされている。The Corporate Studies Group, *Functioning of Industrial Licensing System: A*

*Report*, New Delhi, Indian Institute of Public Administration, January 1983, p.6 を参照されたい。

- (15) *Ibid.*, pp.70~71.
- (16) Indian Investment Centre, *op. cit.*, pp.116~117 を参照されたい。
- (17) The Corporate Studies Group, *op. cit.*, pp.10~11 を参照されたい。
- (18) 1985年3月の政府決定に基づいて許認可制度の適用が免除された産業は、注(13)において列挙された付表産業の(9), (10), (14), (15), (16), (17), (19), (22), (24), (28), (29), (33), (34), それに(1), (8), (35)の一部、さらには電子部品、自動車部品、自動車二輪、コンピューター・ソフトウェア、ワードプロセッサ・複写機・レジスターといったものまでも対象としている。
- (19) 人口100万以上の都市の場合には standard urban limits の内側に、また人口50万以上の都市の場合には municipal limits の内側に立地していないということが条件である。
- (20) J.N. Bhagwati and P. Desai, *India : Planning for Industrialization — Industrialization and Trade Policies since 1951 —*, Delhi, Oxford University Press, Table 3-1, pp. 39~42 より算出。
- (21) Reserve Bank of India, *Report of the Committee to Review the Working of the Monetary System*, Bombay, 1985, Table 3, p.9 を参照されたい。
- (22) H.C. Sainy, *India's Foreign Trade : Its Nature and Problems*, New Delhi, Saraswati Printing Press, 1979, p.172 を参照されたい。
- (23) P.C. Mahalanobis, *The Approach of Operational Research to Planning in India*, Bombay, Asia Publishing House ; Calcutta, Statistical Publishing Society, 1963 を参照されたい。
- (24) インドの政府統計でいう資本財産業とは機械類を中心としたものになっているが、マハラノビス・モデルでいう資本財産業とはそれよりも広義のものであり、政府統計でいう資本財産業の他に基礎的産業、中間財産業をも含むものである。
- (25) Government of India, *Report of the Monopolies Inquiry Commission*, Table 2 ; quoted from S. Banerjee, *Dominant Classes and the State in Development : Theory and the Case of India*, Colorado, Westview Press, 1984, Table 5-2, p.64.
- (26) Ministry of Finance, Bureau of Public Enterprises, *Report on the Working of Industrial and Commercial Undertakings of the Central Government, 1966-67*, p.4 ; quoted from S. Banerjee, *op. cit.*, Table 5-3, p.64.
- (27) (1)兵器・軍需品, (2)原子力, (3)鉄道運輸の3産業である。

- (28) (1)石炭, (2)鉄鋼, (3)航空機製造, (4)造船, (5)電話・電話ケーブル・電話無線機器 (ラジオ受信機を除く), (6)鉱油の6産業である。
- (29) S. Banerjee, *op. cit.*, Table 5-1, p.62.
- (30) *Ibid.*, p.63.
- (31) J.N. Bhagwati and P. Desai, *op. cit.*, pp.282~283 を参照されたい。
- (32) *Ibid.*, Table 17-3, p.362.
- (33) I.M.D. Little, T. Scitovsky and M. Scott, *Industry and Trade in Some Developing Countries*, Oxford, Oxford University Press, 1970, Table 5-2, p.174 を参照されたい。
- (34) Planning Commission, *Second Five Year Plan, 1956-61*, New Delhi, 1956, p.99; quoted from S. Chakravarty, *Development Planning: The Indian Experience*, Oxford, Oxford University Press, 1987, pp.15~16.
- (35) S. Chakravarty, *op. cit.*, pp.16~17.
- (36) J. Ahmad, "Import Substitution and Structural Change in Indian Manufacturing Industries, 1950-66," *Journal of Development Studies*, Vol.4, No.3, April 1968, Table 1, p.360 を参照されたい。
- (37) *Ibid.*, Table 5, p.364.
- (38) 小島 眞「インド工業化の停滞とブラジル・モデル」(『アジア研究』第33巻第1号, 1986年4月), 表6参照。
- (39) J. Ahmad, *op. cit.*, Table 5, p.364.
- (40) かかる経緯については, 次の文献を参照されたい。F.R. Frankel, *India's Political Economy, 1947-77: the Gradual Revolution*, Princeton, Princeton University Press, 1978, Chapter 8.
- (41) D.S. Tyagi, "Domestic Agricultural Terms of Trade in India and Its Effects on Supply and Demand of the Agricultural Sector," paper presented at the 8th World Congress of the International Economic Association, New Delhi, December 1-5, 1986 を参照されたい。
- (42) 絵所秀紀『現代インド経済研究——金融革命と経済自由化をめぐる諸問題——』, 法政大学出版局, 1987年, 第2章参照。
- (43) Reserve Bank of India's, *Report on Currency and Finance* (various issues), Bombay.
- (44) 小島 眞, 前掲論文; 絵所秀紀「インド『工業化論争』に関する若干の考察」(『アジア経済』第28巻第11号, 1987年11月)参照。
- (45) I.J. Ahluwalia, *Industrial Stagnation in India: Stagnation since the Mid-Sixties*, Delhi, Oxford University Press, Chapter 5 を参照されたい。
- (46) 小島 眞, 前掲論文参照。
- (47) The Working Group on Savings, *Capital Formation and Saving in*



*India, 1950/51 to 1979/80*, Bombay, Reserve Bank of India, February 1982, Chapters 5 and 7 を参照されたい。

- (48) Planning Commission, *Draft Five Year Plan, 1974-79*, Vol. 2, Delhi, 1973, p.133 を参照されたい。
- (49) 詳細については、次の文献を参照されたい。S.K. Goyal, K.S.C. Rao and N. Kumar, *Small Scale Sector and Big Business*, New Delhi, Indian Institute of Public Administration, February 1984.
- (50) *Ibid.*, pp.8~10.
- (51) ただし小規模単位を支援するための政策については、(1)留保品目の増加は品目分類の再分化ないしは重複を反映している場合もあり、必ずしも小規模単位にとっての活動範囲の活動を意味するものではない、(2)小規模単位を対象にした国家の支援政策は極めてその手続きが煩雑であり、したがって実際にそれを利用できるのは近代的小規模単位に限られる場合が多い、(3)たとえ小規模単位に該当しない会社であっても、小規模単位に提供される便宜を享受せんがために、小規模単位を装っている場合が多い、などの問題点も指摘されている。
- (52) N. Baig, *Government Controls and Industrial Expansion in India*, Aligarh, Printwell Publication, 1983, Chapter 3 において、これについての手際よい解説がなされている。
- (53) これによって、MRTP 会社の数は1985年12月までに1505社から230社に減少した。A. Singh and J. Ghosh, *Import Liberalisation and the New Industrial Strategy: An Analysis of thier Impact on Output and Employment in the Indian Economy*, New Delhi, ILO/ARTEP, 1987, p.26 を参照されたい。
- (54) 1981年当時、FERA 会社の数は186であった。N. Kumar, "Regulating Multinational Monopolies in India," *Economic and Political Weekly*, Vol. 17, May 29, 1982, p. 910 を参照されたい。
- (55) この原案はすでに「56年決議」、さらには1969年に提出された産業許認可政策調査委員会報告において提示されていた。
- (56) (1)農業インプット (窒素・リン酸肥料, 殺虫剤, トラクター・動力耕耘機, 燐鉱石, 硫化鉄鉱), (2)鉄鋼, (3)非鉄金属, (4)石油, (5)コークス, (6)重産業機械, (7)造船・浚渫機, (8)新聞紙・エレクトロニクス, などである。
- (57) 注(13)において列記された付表産業のうち, (3), (4), (8), (9), (10), (11), (15), (16), (22), (24), それに(1), (5), (7), (18), (19), (30), (33), (34), (35)の一部に相当するものである。
- (58) N.S. Siddharthan, "Industrial Houses, Multinationals and Industrial Policy," *Economic and Political Weekly*, Vol.14, July 21, 1979.
- (59) *Ibid.*

- (60) K.N. Raj, "New Economic Policy," V.T. Krishnamachari Memorial Lecture to be delivered at the Institute of Economic Growth, Delhi, November 20, 1985 を参照されたい。
- (61) The Corporate Studies Group, *op. cit.*
- (62) *Ibid.*, Chapter 3.
- (63) *Ibid.*, Chapter 4.
- (64) Central Statistical Organisation, *New Series on National Accounts Statistics : with 1980-81 as Base Year — 1980-81 to 1985-86* —, New Delhi, February 1988 を参照されたい。
- (65) Central Statistical Organisation, *op. cit.*; Government of India, *Economic Survey, 1983/84*, New Delhi, 1984 を参照されたい。
- (66) S. Chakravarty, *op. cit.*, p.62.
- (67) Plannig Commission, *Seventh Five Year Plan, 1985-90*, Vol.1, New Delhi, October 1985, p.1 を参照されたい。
- (68) Central Statistical Organszation, *op. cit.* を参照されたい。
- (69) Reserve Bank of India, *op. cit.* より算出。
- (70) Planning Commission, *Seventh Five Year ……*, Vol. 2, pp.170~171 を参照されたい。
- (71) 経済自由化の進展は技術導入や直接投資の流入にも反映されており、1980年から85年にかけて技術・融資協定の件数は526から1024に、また外国直接投資額も8900万ルピーから12億4900万ルピーへと拡大した。F.A. Mehta, "Growth, Controls and the Private Sector," in R.E.B. Lucas and G.F. Papanek (eds.), *The Indian Economy : Recent Developmnet and Future Prospects*, Corolado, Westview Press, 1988 を参照されたい。
- (72) R.B. Saxena, *IMF Loan to India : An Economic Assessment*, Delhi, Anmol Publications, 1986, pp.155~156 を参照されたい。
- (73) R.E.B. Lucas, "India's Industrial Policy," in R.E.B. Lucas and G.F. Papanek (ed.), *op. cit.* を参照されたい。
- (74) M.S. Adiseshiah, "The Problems of Administered Pricing," in M.S. Adiseshiah (ed.), *Price Policy*, New Delhi, Lancer International, 1987 を参照されたい。
- (75) I.J. Ahluwalia, "Industrial Policy and Industrial Performance in India," in R.E.B. Lucas and G.F. Papanek (eds.), *op. cit.* を参照されたい。
- (76) 香西 泰「第1章：復興期」(小宮隆太郎・奥野正寛・鈴木興太郎編『日本の産業政策』, 東京大学出版会, 1985年), 34~35ページを参照されたい。
- (77) F.A. Mehta, *op. cit.* を参照されたい。

- (78) 例えば1987年現在、インドの自動車生産台数(自動三輪、トラクターを除く)は28万7660台であったが、最終組立メーカーは10社にも達している (Association of Indian Automobile Manufactures, *Automan India 1988*, Bombay を参照されたい)。またインドではポリエステル繊維を生産しているメーカーは6社、ポリエステル紡糸を生産しているメーカーは12社あり、その結果、1社当りの平均生産量はポリエステル繊維については韓国の6分の1以下、またポリエステル紡糸については韓国の12分の1の水準でしかないとされている (C.P. Chandrasekhar, "Investment Behaviour, Economies of Scale and Efficiency in an Import-Substituting Regime: A Study of Two Industries," *Economic and Political Weekly*, Vol.22, Annual Number, May 1987 を参照されたい)。
- (79) B.M., "Liberalisation of Economic Policies: World Bank's New Push," *Economic and Political Weekly*, Vol.22, July 6, 1987 を参照されたい。
- (80) A. Singh and J. Gosh, *op. cit.* を参照されたい。